

## 報告事項

# 令和元年度事業計画

## I 基本方針

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会（以下「当協会」という）は、公益社団法人としてその社会的責任の重さを認識し、公益目的事業の推進に努めることとする。

具体的には登録教習機関として、法定の作業主任者技能講習や技能講習を中心に、特別教育や能力向上教育等を含め、厳正・適正に実施することとし労働安全衛生法及び関係法令の普及・啓発に努めることとする。

また、神奈川県下の事業場における労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を促進し、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する事業を進めていく。

特に、本年度は、働き方改革が本格的にスタートし、第13次労働災害防止推進計画の2年目に当たることから、神奈川労働局、神奈川県のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センターと連携・協力し、さらには中央労働災害防止協会、全国労働基準関係団体連合会及び各労働災害防止団体等と連携し、目標の達成に努め、安全に安心して働く職場づくりに取り組んでいく。

さらには公益社団法人として、法人自らのガバナンスと健全な財政基盤の確立が求められている。しっかりと法令遵守に取り組むとともに、一定規模の受講者確保によって事業収入を安定させ、健全な財政基盤の確立を目指していく。

なお、本年はこれまで殆ど行ってこなかった部会・委員会等の見直しに取り組むこととしており、本部に4部会（広報、労務、安全、衛生）を設置し、効果的、効率的な活動とする。

また、10月実施予定の消費増税への対応として、これまでと同様に新税率を適応して受講料及びテキスト代の価格改定を行っていく。

## II 各事業の概要

### 1 教育事業

神奈川労働局の登録教習機関として、法定の作業主任者技能講習や技能講習を中心に特別教育を含めた教育講習を実施しており、県下随一の受講者実績を誇っている。

今年度も教育講習を広く実施していくことにより多くの受講者を受け入れ、公益目的事業である労働安全衛生法の普及・促進に努めていく。講習内容については、経験豊富な専門講師陣が至近の法改正をタイムリーに反映させるなど内容の充実を図っていく。

教育事業の計画としては、受講希望の多い作業主任者技能講習「酸素欠乏・硫化水素危険」「特定化学物質及び四アルキル鉛等」「有機溶剤」は、毎月開催を計画し年間延べ74回約6,000人を目指していく。

計画の全体規模としては、年間400回以上、受講者19千人を目指して実施していく。

これまででも受講しやすい講習機関を目指し、WEB申込み促進の工夫や受講者の要望に前向きに対応しており、今後も受講者からの要望・意見にできるだけ耳を傾け、受講しやすい環境整備に努めていく。

また、10月実施予定の消費増税への対応として、これまでと同様に新税率を適用し受講料及びテキスト代の価格改定を行っていく。

#### 〔教育講習の計画〕

	講習名	回数	人員	講習名	回数	人員
作業主任者技能講習	プレス機械 乾燥設備 足場の組立て等 建築物等の鉄骨の組立て等 木材加工用機械 はい 鉛 酸素欠乏・硫化水素危険 特定化学物質及び四アルキル鉛等 有機溶剤 石綿			動力プレスの金型等の業務 電気取扱業務 クレーンの運転の業務 研削といしの取替え等の業務 アーク溶接等の業務 フォークリフトの運転の業務 産業用ロボットの業務 第二種酸素欠乏危険作業 ダイオキシン類作業 足場の組立て等作業 フルハーネス型墜落制止用器具		
技能講習	玉掛け フォークリフト運転A・B フォークリフト運転C・D ガス溶接 床上操作式クレーン運転 高所作業車運転			安全管理者 衛生管理者 フォークリフト運転業務従事者		
養成	安全衛生推進者養成講習 衛生推進者養成講習			第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 エックス線作業主任者		
選任	安全管理者選任時研修			局所排気装置等定期自主検査者 救急法（基礎+短期）		
	小計	320	15,000	小計	80	4,000
				計	400	19,000

## 2 広報・啓発事業

安全に安心して働く職場づくりに向け、労働関係法令の周知を図るとともに、第13次労働災害防止推進計画に基づく目標の達成及び働き方改革の推進、労働条件の確保・改善対策等に取り組んでいく。

広報・啓発事業の実施にあたっては、神奈川労働局、神奈川県のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センター、中央労働災害防止協会はじめ労働災害防止団体、全国労働基準関係団体連合会等々と連携・協働していく。

具体的な内容として次の事項に取り組む

(1) 労働災害防止対策

- ① 第13次労働災害防止推進計画に基づく重点対策の推進
- ② 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ③ 過重労働による健康障害防止対策の推進、ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策の推進
- ④ 中央労働災害防止協会協賛事業の実施

(2) 働き方改革の実現、労働条件の確保・改善対策

- ① 「働き方改革」の実現に向け、「働き方改革実行計画」の推進
- ② 長時間労働の是正、一般労働条件の確保・改善対策の推進
- ③ 全国労働基準関係団体連合会委託事業の実施

本部に広報、労務、安全、衛生の4部会を設け、各支部の部会活動との連携を図るとともに活動内容を検討し効果的、効率的な活動を行う。

さらに専門性が高く、現在抱えている課題の検討、情報交換等に資するため、火災爆発災害対策、保健対策、産業保健活動、卸売・小売業の4委員会活動を継続する。

〔研修会・セミナー関係〕

研修会・セミナー	回数	人員
労務安全衛生管理夏季講座		
衛生管理担当者交流会		
産業保健研修会		
人事・労務管理実践セミナー		
働き方改革関連法セミナー		
安全衛生管理実践セミナー		
安全衛生実務レベルアップ教育		
火災爆発災害防止講習会		
労働衛生工学講座		
総括安全衛生管理者セミナー		
リスクアセスメント実務研修会（リーダー、スタッフ向け）		
外国人技能実習制度関係者養成講習		
サポート事業セミナー		
計	17	800

### **3 公益事業**

公益社団法人として

- ① 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育の実施
- ② 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令等の普及啓発活動
- ③ 労働福祉向上のための相談、調査研究及び広報

を公益目的事業として取り組んでいく。

事業場における労働災害のない職場づくり、従業員の心身両面にわたる健康づくりは、だれもが安心して健康で働くことができる社会を実現するための重要なテーマである。

県下 3,553 の会員事業場、その約 55 万 6 千人の従業員をはじめ、神奈川県下の全ての各事業場の労働災害防止、労働福祉の向上等のため、公益目的事業を推進していく。

## **III 行 事**

### **1 会議・行事**

- (1) 通常総会 令和元年 5 月 31 日  
理事会 平成 31 年 4 月 25 日 令和元年 5 月 31 日 令和 2 年 2 月 27 日
- (2) 企画部会 年 4 回  
支部連絡会議 年 5 回
- (3) 神奈川労務安全衛生大会 令和元年 11 月 7 日

### **2 機関誌・刊行物**

- (1) 協会機関誌「労務安全衛生かながわ」12 回発行
- (2) 各種テキスト改訂

## IV 表彰

### 1 協会表彰

- (1) 労務安全衛生功労表彰
- (2) 支部別安全競争表彰

### 2 表彰推薦

- (1) 厚生労働大臣表彰及び顕彰
- (2) 神奈川労働局長表彰
- (3) 緑十字賞
- (4) 中小企業無災害記録証
- (5) 全国THP推進協議会表彰

## V 関係諸団体との協力及び連携

- 1 神奈川労働局との連携
- 2 県下災防団体との連携
- 3 中央労働災害防止協会への協力
- 4 (公社)全国労働基準関係団体連合会への協力
- 5 神奈川健康づくり推進会議との連携
- 6 (独)神奈川産業保健総合支援センターとの連携